

福島県住宅用太陽光発電設備等補助金に係るQ&A

よくある質問

	質 問	回 答
A. 申請について		
1	申請受付はどこで実施しているのか。	福島県再生可能エネルギー推進センターにて受付及びお問い合わせ対応を行っております。連絡先については、HPをご確認ください。
2	申請書類はどのように提出すればよいのか。	福島県再生可能エネルギー推進センターへ原則郵送にて提出をお願いします。 郵送先についてはHPをご確認ください。
B. 住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金について		
1	補助金を申請するには、必ず「ふくしま太陽光 J-クレジットクラブ」に入会しなければならないのか。	補助金を申請いただく場合は、原則としてクラブに入会していただきます。ただし、以下の場合はこの限りではありません。 a. 法人又は個人事業主である場合 b. 共同住宅である場合 c. クラブに登録する太陽光発電設備について、給電部分に住宅用途以外(例:店舗兼住宅の店舗部分)が含まれる場合 d. クラブに登録する太陽光発電設備について、本補助金以外の補助金を活用しており、当該補助制度上、J-クレジット制度への登録を行うことに制限が設けられている場合 e. クラブに登録する太陽光発電設備が、他の類似制度及びJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれかに登録されている場合 f. V2Hシステムのみを申請する場合 ※「令和7年度福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事業取扱要領」の「第5 交付の条件(9)」関係
2	法人（個人事業主）も補助対象になるのか。	対象になります。 ただし、建物登記簿謄本の登記が「居宅」であり、太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが、10kW 未満である必要があります。
3	いつ設置した設備が補助対象となるのか。	太陽光発電システムの場合は接続契約締結日、蓄電システムの場合は補助対象設備の支払いに係る領収日が令和6年4月1日から令和8年3月13日までであれば対象となります。その他詳細は要領をご覧ください。
4	市町村が実施している補助事業との併用は可能か	市町村の制度上認められていれば併用可能ですので、各市町村へご確認ください。
5	増設の場合は補助対象になるのか	既に設置されている太陽光モジュールと合わせて10kW 未満である場合、対象になります。
6	太陽光発電設備を設置せずに蓄電設備の申請を行うことは可能か。	申請できません。 ただし、既に太陽光発電設備を設置しており固定価格買取制度に基づく電力需給契約を締結していない場合は、蓄電設備のみの設置でも申請可能です。

※お問い合わせの多い質問などは、必要に応じてQ&Aに追加することがございます。